

青森市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
 基準等を定める条例（平成二十四年条例第七十五号）の一部改正【第一条関係】

新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章～第十六章 [略]</p> <p>第十七章 雑則（第二百十二条・第二百十三 条）</p> <p>附則</p> <p>（準用）</p> <p>第二百十一条 第十一条から第十四条まで、第十六条から第十九条まで、第二十一条、第二十二條、第二十五条第二項、第三十条、第三十五条の二、第三十七条の二から第四十三条まで、第六十条から第六十三条まで、第六十九条、第七十一条から第七十三条まで、第七十七条、第七十八条、第八十四条、第八十九条から第九十一条まで、第九十二条（第十号を除く。）及び第九十三条から第九十五条までの規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条」とあるのは「第二百十一条第一項において準用する第九十二条」と、第十七条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第三十八条第三項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業を行う者等」と、第四十三条中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、第六十条第一項中「次条第一項」とあるのは「第二百十一条第一項において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第六十一条中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「六</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第十六章 [略]</p> <p>第十七章 雑則（第二百十二条_____）</p> <p>附則</p> <p>（準用）</p> <p>第二百十一条 第十一条から第十四条まで、第十六条から第十九条まで、第二十一条、第二十二條、第二十五条第二項、第三十条、第三十五条の二、第三十七条の二から第四十三条まで、第六十条から第六十三条まで、第六十九条、第七十一条から第七十三条まで、第七十七条、第七十八条、第八十四条、第八十九条から第九十一条まで、第九十二条（第十号を除く。）及び第九十三条から第九十五条までの規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条」とあるのは「第二百十一条第一項において準用する第九十二条」と、第十七条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第三十八条第三項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業を行う者等」と、第四十三条中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、第六十条第一項中「次条第一項」とあるのは「第二百十一条第一項において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第六十一条中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「六</p>

改正後	改正前
<p>月（特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画又は特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画にあつては、三月）」と、第六十二条中「前条」とあるのは「第二百十一条第一項において準用する前条」と、第七十八条第二項第一号中「第五十六条第一項」とあるのは「第二百十一条第一項において準用する第二十一条第一項」と、同項第二号中「第五十六条第一項」とあるのは「第二百十一条第一項において準用する第六十一条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同項第三号中「第六十八条」とあるのは「第二百十一条第一項において準用する第九十一条」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第二百十一条第一項」と、第九十一条第一号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは</p> <p><u>「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、</u> 第九十五条第一項中「前条」とあるのは「第二百十一条第一項において準用する前条」と読み替えるものとする。</p> <p>2～5 [略]</p> <p><u>（電磁的記録等）</u> 第二百十二条 指定障害福祉サービス事業者及び従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第十二条第一項（第四十五条第一項及び第二項、第四十五条の四、第五十条第一項及び第二項、第九十六条、第九十六条の五、第二百二十四条、第二百五十一条、第二百五十一条の四、第六十一条、第六十一条</p>	<p>月（特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画又は特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画にあつては、三月）」と、第六十二条中「前条」とあるのは「第二百十一条第一項において準用する前条」と、第七十八条第二項第一号中「第五十六条第一項」とあるのは「第二百十一条第一項において準用する第二十一条第一項」と、同項第二号中「第五十六条第一項」とあるのは「第二百十一条第一項において準用する第六十一条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同項第三号中「第六十八条」とあるのは「第二百十一条第一項において準用する第九十一条」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第二百十一条第一項」と、第九十一条第一号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは</p> <p><u>「特例介護給付費」</u> と、第九十五条第一項中「前条」とあるのは「第二百十一条第一項において準用する前条」と読み替えるものとする。</p> <p>2～5 [略]</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>の四、第七十三條、第八十六條、第九十一條、第九十五條、第九十五條の十二、第九十五條の二十並びに第二百十一條第一項において準用する場合を含む。）、第十六條（第四十五條第一項及び第二項、第四十五條の四、第五十條第一項及び第二項、第七十九條、第九十六條、第九十六條の五、第一百一十一條、第一百一十一條の四、第二百四十四條、第二百五十一條、第二百五十一條の四、第六十一條、第六十一條の四、第七十三條、第八十六條、第九十一條、第九十五條、第九十五條の十二、第九十五條の二十、第二百二條、第二百二條の十一、第二百二條の二十二並びに第二百十一條第一項において準用する場合を含む。）、第五十五條第一項、第五十條第一項（第一百一十一條の四において準用する場合を含む。）、第九十九條の三第一項（第二百二條の十一及び第二百二條の二十二において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）について</u> <u>は、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p> <p><u>2 指定障害福祉サービス事業者及び従業者</u> <u>は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁氣的な方法その他の知覚によつて認識することができない方法をいう。）によることができる。</u></p>	

改正後	改正前
<p>(委任) 第二百十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>	<p>(委任) 第二百十二条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>

青森市指定障害者支援施設の事業の人員、設備及び運営に関する
基準等を定める条例（平成二十四年条例第七十六号）の一部改正【第二条関係】

新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>（電磁的記録等）</u></p> <p>第六十九条 <u>指定障害者支援施設の設置者及び従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第十九条第一項、第二十三条及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p> <p>2 <u>指定障害者支援施設の設置者及び従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</u></p> <p>（委任）</p> <p>第七十条 <u>この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</u></p>	<p>[追加]</p> <p>（委任）</p> <p>第六十九条 <u>この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</u></p>

青森市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を
 定める条例（平成二十四年条例第七十七号）の一部改正【第三条関係】

新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章～第九章 [略]</p> <p><u>第十章 雑則（第八十八条）</u></p> <p>附則</p> <p><u>第十章 雑則</u> <u>（電磁的記録等）</u></p> <p><u>第八十八条 障害福祉サービス事業者及び職員</u> <u>は、作成、保存その他これらに類するもののう</u> <u>ち、この条例の規定において書面（書面、書類、</u> <u>文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文</u> <u>字、図形等人の知覚によって認識することが</u> <u>できる情報が記載された紙その他の有体物を</u> <u>いう。以下この条において同じ。）で行うこと</u> <u>が規定されている又は想定されるもの（次項</u> <u>に規定するものを除く。）については、書面に</u> <u>代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方</u> <u>式、磁気的方式その他の知覚によっては認</u> <u>識することができない方式で作られる記録で</u> <u>あって、電子計算機による情報処理の用に供</u> <u>されるものをいう。）により行うことができ</u> <u>る。</u></p> <p><u>2 障害福祉サービス事業者及び職員は、交付、</u> <u>説明、同意、締結その他これらに類するもの</u> <u>（以下「交付等」という。）のうち、この条例</u> <u>の規定において書面で行うことが規定されて</u> <u>いる又は想定されるものについては、当該交</u> <u>付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相</u> <u>手方が利用者である場合には当該利用者に係</u> <u>る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、</u> <u>書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気</u> <u>的方法その他の知覚によって認識すること</u> <u>ができない方法をいう。）によることができ</u> <u>る。</u></p>	<p>目次</p> <p>第一章～第九章 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>附則</p> <p>[追加]</p>

青森市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を
定める条例（平成二十四年条例第七十八号）の一部改正【第四条関係】
新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>（電磁的記録等）</u></p> <p><u>第十九条 地域活動支援センターの設置者及び職員は、記録、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p> <p><u>2 地域活動支援センターの設置者及び職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁氣的な方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</u></p> <p>（委任）</p> <p><u>第二十条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>	<p>[追加]</p> <p>（委任）</p> <p><u>第十九条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>

青森市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を
 定める条例（平成二十四年条例第七十九号）の一部改正【第五条関係】

新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>（電磁的記録等）</u></p> <p><u>第十七条 福祉ホームの設置者及び職員は、記録、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p> <p><u>2 福祉ホームの設置者及び職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</u></p> <p>（委任）</p> <p><u>第十八条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>	<p>[追加]</p> <p>（委任）</p> <p><u>第十七条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>

青森市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を
 定める条例（平成二十四年条例第八十号）の一部改正【第六条関係】
 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(施設長の業務)</p> <p>第四十三条 [略]</p> <p>2 障害者支援施設の設置者は、障害者支援施設の施設長に、当該障害者支援施設の職員に第四条から<u>第五十二条の二</u>までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行わせるものとする。</p> <p><u>(電磁的記録等)</u></p> <p><u>第五十三条 障害者支援施設の設置者及び職員は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p> <p><u>2 障害者支援施設の設置者及び職員は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができ</u></p>	<p>(施設長の業務)</p> <p>第四十三条 [略]</p> <p>2 障害者支援施設の設置者は、障害者支援施設の施設長に、当該障害者支援施設の職員に第四条から<u>第五十二条</u>までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行わせるものとする。</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<u>る。</u>	

青森市指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する
基準等を定める条例（令和元年条例第一号）の一部改正【第七条関係】
新旧対照表

改正後	改正前
目次	目次
第一章～第七章 [略]	第一章～第七章 [略]
第八章 雑則（第一百七条）	[追加]
附則	附則
 (従業者の員数)	 (従業者の員数)
第七条 [略]	第七条 [略]
2～4 [略]	2～4 [略]
5 第一項第二号及び 前二項 の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。	5 第一項第二号及び 第二項 の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。
6 [略]	6 [略]
第八条 [略]	第八条 [略]
2～6 [略]	2～6 [略]
7 第一項第三号イ、 第四項第一号及び次項 の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。	7 第一項第三号イ 及び第四項第一号 の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。
8 [略]	8 [略]
 (従業者の員数)	 (従業者の員数)
第八十条 (略)	第八十条 (略)
2～4 (略)	2～4 (略)
5 第一項第二号及び 前二項 の指定放課後等デイサービスの単位は、指定放課後等デイサービスであって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。	5 第一項第二号及び 第二項 の指定放課後等デイサービスの単位は、指定放課後等デイサービスの単位は、指定放課後等デイサービスであって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。
6 (略)	6 (略)
 (従業者の員数に関する特例)	 (従業者の員数に関する特例)
第百四条 多機能型事業所（この条例に規定す	第百四条 多機能型事業所（この条例に規定す

改正後	改正前
<p>る事業のみを行う多機能型事業所に限る。)に係る事業を行う者に対する第七条第一項から第三項まで及び第五項、第八条(第三項及び第六項を除く。)、第六十九条、第八十条第一項から第三項まで及び第五項、第九十二条第一項並びに第百条第一項の規定の適用については、第七条第一項中「事業所(以下「指定児童発達支援事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」と、<u>同項第二号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第二項</u> _____ 中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第三項及び第五項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第八条第一項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第三号イ中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第二項及び第四項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第一号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第五項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第七項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第八項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、第六十九条第一項中「事業所(以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。)」とあり、並びに同条第二項及び第三項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第八十条第一項中「事業所(以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第二号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同条第二項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第三項及び第五項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指</p>	<p>る事業のみを行う多機能型事業所に限る。)に係る事業を行う者に対する第七条第一項から第三項まで及び第五項、第八条(第三項及び第六項を除く。)、第六十九条、第八十条第一項から第三項まで及び第五項、第九十二条第一項並びに第百条第一項の規定の適用については、第七条第一項中「事業所(以下「指定児童発達支援事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」と、<u>同項第二号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第二項及び第四項</u> 中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第三項及び第五項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第八条第一項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第三号イ中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第二項及び第四項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第一号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第五項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第七項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第八項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、第六十九条第一項中「事業所(以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。)」とあり、並びに同条第二項及び第三項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第八十条第一項中「事業所(以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第二号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同条第二項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第三項及び第五項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指</p>

改正後	改正前
<p>定通所支援」と、第九十二条第一項中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）とあるのは「多機能型事業所」と、第百条第一項中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）とあるのは「多機能型事業所」とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>第八章 雑則 <u>（電磁的記録等）</u></p> <p>第百七条 指定障害児通所支援事業者等及び従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第十五条第一項（第六十条、第六十四条、第七十八条、第八十五条、第八十六条、第九十条、第九十八条及び第百三条において準用する場合を含む。）、第十九条（第六十条、第六十四条、第七十八条、第八十五条、第八十六条、第九十条、第九十八条及び第百三条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p> <p>2 指定障害児通所支援事業者等及び従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者であ</p>	<p>定通所支援」と、第九十二条第一項中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）とあるのは「多機能型事業所」と、第百条第一項中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）とあるのは「多機能型事業所」とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>る場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</u></p>	

青森市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
 条例（平成二十六年条例第三十号）の一部改正【第八条関係】

新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次 第一章～第五章（略） <u>第六章 雑則（第五十五条）</u> 附則</p> <p>（保育所等との連携）</p> <p>第七条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第一項及び第二項、第十四条第二項及び第三項、第十五条第一項、第二項及び第四項、第十六条並びに第十七条第一項から第三項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満三歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第六条第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。<u>以下この条</u>において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第四十六条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号<u>及び第四項第一号</u>において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p> <p>2～5 （略）</p>	<p>目次 第一章～第五章（略） [追加] 附則</p> <p>（保育所等との連携）</p> <p>第七条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第一項及び第二項、第十四条第二項及び第三項、第十五条第一項、第二項及び第四項、第十六条並びに第十七条第一項から第三項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満三歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第六条第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。<u>第三号</u>において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第四十六条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号_____において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p> <p>2～5 （略）</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>第六章 雑則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(電磁的記録)</u></p> <p><u>第五十五条 家庭的保育事業者等及び職員は、</u> <u>記録、作成その他これらに類するもののうち、</u> <u>この条例の規定において書面（書面、書類、</u> <u>文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他</u> <u>文字、図形等人の知覚によって認識すること</u> <u>ができる情報が記載された紙その他の有体物</u> <u>をいう。以下この条において同じ。）で行う</u> <u>ことが規定されている又は想定されるもの</u> <u>については、書面に代えて、当該書面に係る電</u> <u>磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人</u> <u>の知覚によっては認識することができない方</u> <u>式で作られる記録であって、電子計算機によ</u> <u>る情報処理の用に供されるものをいう。）に</u> <u>より行うことができる。</u></p>	<p>[追加]</p>

青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める
 条例（平成二十四年条例第七十四号）の一部改正【第九条関係】
 新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次 第一章～第四章 [略] 第五章（第四十条・<u>第四十一条</u>）</p> <p><u>（電磁的記録等）</u></p> <p><u>第四十条</u> 児童福祉施設の設置者及び職員は、 <u>記録、作成その他これらに類するもののうち、</u> <u>この条例の規定において書面（書面、書類、文</u> <u>書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、</u> <u>図形等人の知覚によって認識することができる</u> <u>情報が記載された紙その他の有体物をい</u> <u>う。以下この条において同じ。）で行うことが</u> <u>規定されている又は想定されるものについて</u> <u>は、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録</u> <u>（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚に</u> <u>よっては認識することができない方式で作ら</u> <u>れる記録であって、電子計算機による情報処</u> <u>理の用に供されるものをいう。）により行うこ</u> <u>とができる。</u></p> <p>（委任）</p> <p><u>第四十一条</u> この条例の施行に関し必要な事項 は、市長が別に定める。</p>	<p>目次 第一章～第四章 [略] 第五章（第四十条_____）</p> <p>[追加]</p> <p>（委任）</p> <p><u>第四十条</u> この条例の施行に関し必要な事項 は、市長が別に定める。</p>

青森市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
等の一部を改正する条例（令和三年条例第八号）の一部改正【第十条関係】

新旧対照表

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>第十四条 この条例の施行の際現に旧指定通所支援基準条例第八十七条第一項に規定する<u>基準該当放課後等デイサービス</u>に関する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者（次条において「旧基準該当放課後等デイサービス事業者」という。）については、新指定通所支援基準条例第八十七条第一項の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。</p>	<p>附則</p> <p>第十四条 この条例の施行の際現に旧指定通所支援基準条例第八十七条第一項に規定する<u>基準該当放課後等デイサービス支援</u>に関する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者（次条において「旧基準該当放課後等デイサービス事業者」という。）については、新指定通所支援基準条例第八十七条第一項の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。</p>